

公 示

個人タクシー事業の申請事案の審査基準

制 定	平成 13年 12月 4日
一部改正	平成 14年 1月 23日
一部改正	平成 16年 12月 17日
一部改正	平成 17年 3月 22日
一部改正	平成 17年 5月 16日
一部改正	平成 17年 10月 11日
一部改正	平成 18年 6月 8日
一部改正	平成 19年 9月 21日
一部改正	平成 20年 9月 4日
一部改正	平成 21年 12月 28日
一部改正	平成 22年 3月 1日
一部改正	平成 24年 1月 25日
一部改正	平成 26年 1月 24日
一部改正	平成 27年 1月 13日
一部改正	平成 28年 12月 20日
一部改正	平成 30年 9月 26日
一部改正	令和 元年 7月 31日
一部改正	令和 5年 8月 24日
一部改正	令和 6年 1月 15日
一部改正	令和 6年 5月 8日
一部改正	令和 8年 1月 30日

個人タクシー事業の許可申請、譲渡譲受認可申請及び相続認可申請等について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成 13年 12月 4日

九 州 運 輸 局 長
記

I. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

1. 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める次の（1）～（12）のいずれかの営業区域とする。

- （1）福岡交通圏（福岡市、春日市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、那珂川市、糟屋郡）
- （2）北九州交通圏（北九州市、中間市、遠賀郡）
- （3）久留米市
- （4）大牟田市
- （5）佐賀市

- (6) 長崎交通圏（長崎市、西彼杵郡）
- (7) 佐世保市
- (8) 熊本交通圏（熊本市、合志市、菊池郡（菊陽町に限る。）、上益城郡（益城町、嘉島町に限る。））
- (9) 大分市
- (10) 別府市
- (11) 宮崎交通圏（宮崎市、東諸県郡）
- (12) 鹿児島市

2. 年齢

申請日現在の年齢が65歳未満であること。

3. 運転経歴等

- (1) 有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。）を有していること。
- (2) 申請日現在における次表の左欄に掲げる年齢区分に応じて、右欄に定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合すること。

申請時の年齢	運転経歴要件
A 35歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 1. 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者に運転者として雇用されていること。 2. 申請日以前10年間無事故無違反であること。
B 35歳以上 65歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 1. 申請日以前25年間のうち、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。 2. 申請する営業区域において、申請日以前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること。

（適用）

- 1) B. 1の「自動車の運転」に係る自動車については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車（四輪以上の自動車に限る。）、小型自動車（四輪以上の自動車に限る。）及び軽自動車（民間患者輸送事業の用に供する自動車に限る。）とする。
- 2) B. 2の「タクシー・ハイヤーの運転を職業」については、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含む。

4. 法令遵守状況

- (1) 申請日以前5年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。
- ① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分
 - ② 道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による運転免許の取消し処分
 - ③ タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
 - ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
 - ⑤ 刑法（明治40年法律第45号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、売春防止法（昭和31年法律第118号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
 - ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又はタクシー適正化・活性化特措法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
 - ⑦ 申請者が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
- (2) 申請日以前3年間及び申請日以降に、道路交通法の違反（同法の違反であって、その原因となる行為をいう。）がなく、運転免許の効力の停止を受けていないこと。ただし、申請日の1年前以前において、点数（同法の違反により付される点数をいう。）が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。
- (3) (1) 又は (2) の違反により現に公訴を提起されていないこと。

5. 資金計画

- (1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
- ① **設備資金**（③を除く。）
原則として70万円以上（ただし、70万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。）
 - ② **運転資金**
原則として70万円以上
 - ③ **自動車車庫に要する資金**
新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金
 - ④ **保険料**
自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間12ヶ月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）で定める基準に適合する任意保険又

は共済に係る保険料の年額

- (2) 所要資金の100%以上の自己資金（自己名義の預貯金等）が、申請日以降常時確保されていること。

6. 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであること。

- (1) 申請する営業区域内にあり、原則として住居と営業所が同一であること。
- (2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであること等、居住の実態が認められるものであること。
- (3) 使用権原を有するものであること。

7. 事業用自動車

- (1) 使用権原を有するものであること。

- (2) 次の①～③に掲げる機能を有する機器を備えておくこと。

- ① 電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の旅客自動車運送事業運輸規則第29条第1項各号に掲げる事項が明示された地図であって同項の規格に適合するものに限る。）をいう。以降同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能
- ② 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能
- ③ 当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能

8. 自動車車庫

- (1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。
- (2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。
- (3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。
- (4) 土地、建物について、1年以上の使用権原を有するものであること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないものであること。
- (6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、原則として当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があること。
- (7) 確保の見通しが確実であること。

9. 健康状態及び運転に関する適性

- (1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。
- (2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

10. 法令に関する知識

九州運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。なお、法令の試験の実施については、「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について（平

成27年1月13日九運公第40号。以下「試験実施公示」という。)」で定めるところにより実施するものとする。

11. その他

申請日前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。

12. 申請及び処分の時期等

(1) 申請の受付

許可の申請は、隨時受け付けるものとする。

ただし、「準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的取扱いについて(令和4年3月30日国自旅第571号)」により、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請が認められる地域にあっては毎年度5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までの間とし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について(平成26年1月24日九運公第65号)」Ⅱ. 1. に基づき九州運輸局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

(2) 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、九州運輸局が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、九州運輸局長が定める時期とする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

II. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可(法第4条第1項)

I. 3. (1)、4.、5.、6. (1)・(3)、7. ~ 9. 及び以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 営業区域

道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める次の営業区域とする。

I. 1. (1) ~ (12) を除く営業区域

2. 年齢

申請日現在の年齢が80歳未満であること。

3. 運転経歴

申請者が申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していること。

4. 管理運営体制

申請者の年齢区分に応じて次の事項に適合すること。

① 申請日現在の年齢が75歳未満（ア又はイ）

ア 申請する営業区域が属する都道府県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていること。

イ 申請する営業区域が属する都道府県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていること。

② 申請日現在の年齢が75歳以上

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていること。

5. 法令に関する知識

九州運輸局長が実施する法令の試験に合格した者であること。法令の知識については、試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

なお、申請日以前1年以内に、自動車の運転を専ら職業とした期間（他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。）があった場合は免除とする。

6. 申請及び処分の時期等

（1）申請の受付

許可の申請は、隨時受け付けるものとする。

ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月24日九運公第65号）」Ⅱ. 1. に基づき九州運輸局長が公示した場合にあっては、公示した期間を受付期間とする。

（2）試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

（3）申請内容の確認

申請内容の確認のため、九州運輸局が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

（4）処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。ただし、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請にあっては、九州運輸局長が定める時期とすることができるものとする。

(5) その他

新規許可申請の受付日以降処分日までの間に当該申請に係る営業区域がタクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定された場合には、当該申請事案は同法第14条の2の規定に基づき却下処分とする。

III. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）

1. 新規許可等に付す期限

- (1) 新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、当該許可又は認可後3年間とする期限を付すこととする。
- (2) 譲渡譲受認可申請が行われた場合は、従前の許可期限（許可期限を更新した場合にあっては更新後の期限。以下同じ。）の翌日以降、2. (12) の条件により旅客の運送を行わない限りにおいて許可期限を認可の日までとする。

2. 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

- (1) 引き続き有効な第二種運転免許を有すること。なお、当該第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合には許可を取り消すものである。また、譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、やむを得ない事情により第二種運転免許が失効し、かつ、それ以降旅客の運送を行うことがないときは、許可に係る当該条件は適用しない。
- (2) 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
- (3) 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行うものでないこと。
- (4) 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人タクシー」と表示すること。
- (5) 月に2日以上の定期休日を定めること。
- (6) 九州運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない限りこれに応じること。
- (7) 営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存すること。
- (8) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがある。
- (9) 年齢が満65歳に達した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第38条第2項に定めるところにより同項の認定を受けた適性診断を受けるとともに、公的医療機関等の医療提供施設において健康診断を毎年受診すること。
- (10) 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合には、許可を取り消すこととする。
- (11) 年齢が満75歳の誕生日の前日（II. 4. ②により許可を受けた場合は、年齢が満80歳の誕生日の前日）以降の期限を付す更新は行わない。
- (12) 譲渡譲受認可申請が行われた場合であって、1. (2)により許可期限が認可の日までとなる場合にあっては、従前の許可期限の翌日から譲渡譲受認可の日までの間は旅客の運送を行わないものとする。なお、当該条件に違反して旅客の運送を行ったときは、許可を取り消すこととする。

IV. 事業計画の変更の認可（法第15条第1項）

I. 及びII. に定めるところに準じて審査することとする。

V. 譲渡譲受及び相続の認可（法第36条第1項及び第37条第1項）

1. 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに有効な第二種運転免許を有していること。ただし、年齢が満80歳の誕生日の前日以前に、既に譲渡譲受認可申請がなされ、III. 1. (2) が適用されており、従前の許可期限の日を過ぎている場合を除く。

- ① 年齢が65歳以上80歳未満であること。
- ② 年齢が65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。
- ③ 年齢が65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を経営している者であること。

(2) 譲受人の資格要件

I. に定める基準を満たす者であること。なお、譲渡人が75歳以上80歳未満の場合は、60歳以下の者であること。

(3) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

原則として通年受付とする。

② 法令の試験の実施

試験実施公示で定めるところにより実施するものとする。

③ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、九州運輸局が必要と認める場合にヒアリングを実施するものとする。

④ 処分の時期

標準処理期間の範囲内において行うこととする。

2. 相続の認可

(1) 被相続人の死亡時における年齢が75歳未満であること。

(2) 相続人がI. に定める基準を満たす者であること。

(3) 申請の受付、法令の試験並びに処分は、隨時行うこととする。ただし、申請が被相続人の死亡後60日以内になされるものであること。

VI. 運送約款の認可（法第11条第1項）

(1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。

VII. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）

別に定めるところにより行うものとする。

VIII. 許可に付した期限及び条件の変更

上記 I. ~ V. の許可に付した期限及び条件について、変更を行う場合には、上記 I. ~ V. の定めるところにより審査するものとする。

IX. 拳証等

申請内容について、客観的な拳証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附則（平成13年12月4日 九運公福第35号）

1. この公示は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受けた申請に適用する。
2. 昭和51年3月17日付九州運輸局長公示「一般乗用旅客（1人1車制）自動車運送事業の資格要件について」は、平成14年1月31日限り廃止する。
3. 平成6年9月29日付九州運輸局長公示「一般乗用旅客（1人1車制）自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可申請に関する審査基準及び標準処理期間の設定について」は、平成14年1月31日限り廃止する。
4. 平成9年7月23日付九州運輸局長公示「一般乗用旅客（1人1車制）自動車運送事業に係る免許申請等の運用方針について」は、平成14年1月31日限り廃止する。
5. I 3. の表B. 2の規定については、平成14年2月1日から2年間は「10年以上の自動車（表B. 1の自動車をいう）の運転を専ら職業とした期間のうち、申請する営業区域における期間が算出後（一般旅客自動車運送事業の自動車の運転を職業とした期間は、100%算入、それ以外は50%算入）5年以上、かつ、申請日以前3年以内に2年以上あること」に替えることができるものとする。
6. I 4. (1) ③及び⑥におけるタクシー業務適正化特別措置法の違反による処分には、平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法の違反による処分を含む。
7. IV 1. (1) ①の年齢要件については、平成14年1月31日現に免許を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシーに限る）は平成14年2月1日から1年間は「65歳以上75歳以下」とする。
8. IV 2. (1) の年齢要件については、平成14年1月31日現に免許を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシーに限る）は平成14年2月1日から1年間は「75歳以下」とする。

附則（平成14年1月23日 九運公福第53号により一部改正）

1. 本改正は、平成14年2月1日以降に管轄する陸運支局において受けた申請について適用する。

附則（平成16年12月17日 九運公福第57号により一部改正）

1. 本改正は、平成17年1月1日以降に管轄する運輸支局において受けた申請について適用する。
2. 平成16年11月17日に実施された試験において新規許可及び譲渡譲受認可された旧鹿児島交通圏の申請者については、営業区域は鹿児島市とする。

附則（平成17年3月22日 九運公福第76号により一部改正）

1. 本改正は、本公示施行日以降に新規許可、譲渡譲受認可又は相続認可を受けた長崎交通圏及び大分交通圏の事業者について適用する。

ただし、本公示施行日より、長崎交通圏において事業を行っている事業者で、事業計画（営業区域）の変更認可を受けた事業者にあっては、営業区域は「長崎交通圏（長崎市、西彼杵郡）及び諫早市（旧多良見町の地域に限る。）」とする。また、本公示施行日以前より、同日以降引き続き旧多良見町の地域に居住している者にあっては、平成20年3月31日までは申請ができるものとし、新規許可、譲渡譲受認可又は相続認可を受けた当該事業者の営業区域は「長崎交通圏（長崎市、西彼杵郡）及び諫早市（旧多良見町の地域に限る。）」とする。

2. 本公示施行日以前に多良見町に居住し、引き続き新たな長崎交通圏内に転居した者に限り、営業区域内に居住した期間に含めるものとする。

附則（平成17年 5月16日 九運公福第17号により一部改正）

1. 本改正は、平成17年5月16日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成17年10月11日 九運公福第49号により一部改正）

1. 本改正は、本公示施行日以降に新規許可、譲渡譲受認可又は相続認可を受けた佐賀交通圏及び大分市の事業者について適用する。

ただし、本公示施行日より、大分交通圏において事業を行っている事業者（既存事業者）で、事業計画（営業区域）の変更認可を受けた事業者にあっては、営業区域は「大分市及び由布市（旧挾間町の地域に限る。）」とする。また、本公示施行日以前より、同日以降引き続き旧挾間町の地域に居住している者にあっては、平成20年9月30日までは申請ができるものとし、新規許可、譲渡譲受認可又は相続認可を受けた当該事業者の営業区域は「大分市及び由布市（旧挾間町の地域に限る。）」とする。

2. 本公示施行日以前に挾間町に居住し、引き続き大分市内に転居した申請者に限つては、営業区域内に継続して居住しているものとみなす。

附則（平成18年 6月 8日 九運公福第13号により一部改正）

1. 本改正は、平成18年 6月 8日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成19年 9月21日 九運公福第63号により一部改正）

1. 本改正は、当該市町村合併日（平成19年10月 1日）以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成20年 9月 4日 九運公福第44号により一部改正）

1. 本改正は、当該市町村合併日（平成20年10月 6日）以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成21年12月28日 九運公第84号により一部改正）

1. 本改正は、当該市町村合併日（平成22年 1月 1日）以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成22年 3月 1日 九運公第104号により一部改正）

1. 本改正は、当該市町村合併日（平成22年3月23日）以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成24年1月25日九運公第58号により一部改正）

1. 本改正は、平成24年4月1日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成26年1月24日九運公第68号により一部改正）

1. 本改正は、平成26年1月27日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成27年1月13日九運公第38号により一部改正）

1. 本改正は、平成27年4月1日以降に処分するものから適用する。

附則（平成28年12月20日九運公第72号により一部改正）

1. 本改正は、平成28年12月20日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（平成30年9月26日九運公第53号により一部改正）

1. 本改正は、那珂川町が市制に移行する平成30年10月1日以降に、管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用する。

附則（令和元年7月31日九運公第27号により一部改正）

1. 本改正は、令和元年8月1日以降に処分するものから適用する。
なお、改正後のⅡ. 1. (2) 並びに2. (1) 及び (13) については、事業者がこれらの改正後の規定による許可に付した期限及び条件への変更を申請した場合において適用する。

附則（令和5年8月24日九運公第48号により一部改正）

1. 本改正は、令和5年8月24日以降に処分するものから適用する。

附則（令和6年1月15日九運公第118号により一部改正）

1. 本改正は、令和6年1月15日以降に管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用するものとする。

なお、改正後のⅢ. 2. (11)については、平成14年1月31日以前に個人タクシ－事業の許可を取得した者については適用しないものとする。

附則（令和6年5月8日九運公第26号）

1. 改正後の通達は、令和6年4月1日以降に管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから遡及して適用するものとする。

附則（令和8年1月30日九運公第93号）

1. 改正後の通達は、令和8年1月26日以降に管轄する運輸支局において申請を受け付けたものから適用するものとする。

ただし、I. 12. (1)については、令和8年度から適用するものとする。